

令和2年度 甲賀・湖南成年後見センターぱんじー事業計画

【総合的な方針】

I. 成年後見制度利用促進基本計画策定と「ぱんじー」の役割

平成28年に施行された成年後見制度利用促進法に基づき、内閣府に設置された利用促進委員会の示す成年後見制度利用促進基本計画では、制度利用の促進について、市町村の役割が規定されており、また、中核機関の役割が大変重要となることから「ぱんじー」に求められる役割は、今後より多くなることが予想される。

成年後見制度利用促進法の基本理念として規定されている「成年被後見人等が成年被後見人等でない人と等しく基本的人権を有する個人として尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活の保障がされるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと」は、まさに、今まで「ぱんじー」が行ってきた成年後見制度に関する支援を中心にした権利擁護支援や意思決定支援に向き合い、事業展開をしてきたことに共通するものがある。

甲賀市、湖南市とともに、昨年度から成年後見制度利用促進計画策定のための準備会を開催し、関係機関等へのアンケートの実施など議論をすすめてきました。今年度に策定委員会を立ち上げ、成年後見制度利用促進計画を策定したい。

これにより、圏域の関係機関や専門職、家庭裁判所等との地域連携ネットワークの構築がされ、「ぱんじー」の位置づけが明確になり、その役割はますます重要になってくると考える。

II. 法人後見受任事業

法人が担っている後見受任については、引き続き適正に受任業務の遂行を図る。今後、法人の受任審査委員会の意見を踏まえるとともに、Iに掲げる「市町計画」が策定され、「ぱんじー」に求められる役割や動向などが明確になる中で、両市と後見受任の方法等について検討協議していきたい。

III. 具体的な事業内容

別紙事業計画

IV. 体制整備と人材確保、育成

I、IIに掲げる方針を実行するには、それに応じた体制整備や質の高い人員の確保が必要である。今後、「ぱんじー」の果たすべき役割が明確になり、また、それらの事業を円滑に運営していくためには、それに見合った体制や人員の確保、育成が必要であり、その強化に取り組んでいきたい。相談員の確保については、継続して取り組んでいく。